

平成二十五(二〇一三)年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題(一般選抜)

(科目名) 国際法

一、「条約の趣旨及び目的と両立しない留保は無効であり、留保を付した国は当該留保にかかわらず当初の条約規定に拘束される」とする見解について、ウィーン条約法条約における留保制度の内容並びに関連する学説及び判例について説明しながら、論評しなさい。

二、排他的経済水域は「独自の (*sui generis*) 法制度」であると言われることの意味について、排他的経済水域の成立の経緯及び他の海域制度との関係について言及しながら、説明しなさい。

(以上)